



新型コロナ関連給付事業に係る 税務上の取り扱い

問い合わせ
税務課 ☎ 43-9020

新型コロナウイルス感染症の影響により、国や京都府、与謝野町から支給される給付金等の税法上の取り扱いは以下のとおりです。課税扱いとなる給付金等は収入として各所得に計上上の上、申告をお願いします。

対象	給付金・支援制度名	課税	非課税	備考
世帯の方	住居確保給付金	<input type="radio"/>		申告不要
	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金		<input type="radio"/>	申告不要
	住宅新築改修補助制度	<input type="radio"/>		一時所得（※）
	先導的テレワーク移住者支援事業	<input type="radio"/>		一時所得（※）
	与謝野町サテライトオフィス設置事業	<input type="radio"/>		事業所得
	与謝野町移住者新規創業事業	<input type="radio"/>		事業所得
	産業振興事業費補助金	<input type="radio"/>		事業所得
	WITH・AFTER コロナ対策チャレンジ支援事業費補助金	<input type="radio"/>		事業所得
	中小企業緊急雇用安定助成金	<input type="radio"/>		事業所得
	継続緊急支援事業補助金	<input type="radio"/>		事業所得
事業主の方	宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金	<input type="radio"/>		事業所得
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	<input type="radio"/>		事業所得（圧縮記帳可能）
	小規模企業持続化補助金	<input type="radio"/>		事業所得（圧縮記帳可能）
	IT導入補助金	<input type="radio"/>		事業所得
	雇用調整助成金	<input type="radio"/>		事業所得
	小学校休業等対応助成金	<input type="radio"/>		事業所得
	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	<input type="radio"/>		事業所得
	与謝野町中小企業者等応援給付金制度	<input type="radio"/>		事業所得

※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、1年間（1月から12月まで）の他の一時所得金額との合計が50万円を超えない限り、課税対象になりません

確定申告に関する
電話相談

宮津税務署 ☎ 0772-22-3271

自動音声案内に従い「0」
を選択してください

(2/16~3/15)

所得税・町府民税の申告相談会を開催します

問 税務課 (☎ 43-9020) または宮津税務署 (☎ 0772-22-3271)

令和3年分の所得について、2月16日から3月15日まで以下のとおり申告相談会を開催します。
野田川わーくぱる会場では実施しませんので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

次の2つにご協力ください

■ 営業、農業、不動産収入のある方は税務署へご相談ください

株式の譲渡所得や不動産の譲渡所得がある方、住宅借入金控除の初年申告の方は、宮津税務署でご相談ください。

■ 元気館での相談では、収支内訳書などの資料は事前作成をお願いします

営業、農業、不動産収入のある方であっても、所得税に影響のない方の場合は元気館の相談会でもお受けできますが、収支内訳書を税務署等で事前に作成の上お越しください。

各種相談には前回申告時の資料をお持ちいただくと、相談がスムーズに進みます

町府民税の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、与謝野町に居住されている方。また、所得のない方もその旨を申告してください。ただし、次に該当する方は申告書を提出する必要はありません。

【申告が不要な方】

- 所得税の確定申告書を提出した方
- 給与所得のみの方で、勤務先から年末調整をした給与支払報告書が提出されている方
- 公的年金等に係る所得のみの方で、扶養控除等の内容に修正の必要がない方

所得税の申告が必要な方

- 事業をしている方や不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、令和3年中の所得の合計額が、各種所得控除の合計額より多い方
- 給与の収入金額の合計額が2,000万円を超える方
- 給与を1ヵ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- 給与を2ヵ所以上から受けている方で、年末調整を受けていない給与収入と各種の所得金額（給与所得や退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方

申告に必要な持ち物

- 令和3年中の収入がわかる書類（収支内訳書、源泉徴収票）
- 所得控除の計算に必要な書類、払込証明書等（生命保険料、地震保険料、国民健康保険税、医療費控除明細等）
- マイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類（写しの添付が必要となることがあります）



● 申告相談の日程

相談先	相談会場	2月							3月							受付時間	対象税目				
		16 日 (水)	17 日 (木)	18 日 (金)	21 日 (月)	22 日 (火)	24 日 (木)	25 日 (金)	28 日 (月)	1 日 (火)	2 日 (水)	3 日 (木)	4 日 (金)	7 日 (月)	8 日 (火)	9 日 (水)	10 日 (木)	11 日 (金)	14 日 (月)	15 日 (火)	
税務署相談	宮津税務署	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9:00~16:00	所得税
役場相談 (税務課)	元気館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9:00~11:30 13:00~16:00	所得税 住民税

※ 元気館会場は午前30人、午後30人となっております